

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（被相続人）先代事業者の要件

1. 相続年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの（65万円の青色申告特別控除※6）に限る。）を提出していた者であること
2. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと
3. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと
4. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること
5. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

※6 令和2年分以後の所得税については、55万円の青色申告特別控除となります。

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第一種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

また、個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合等には、承継した事業と個人事業承継者が行っている事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理することが求められます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が先代事業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第一種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、このうち納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産について、第一種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第一種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 先代事業者は相続年以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

・ 先代事業者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

・ 先代事業者の営む事業が資産保有型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、資産保有型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

・ 先代事業者の営む事業が資産運用型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、資産運用型事業に該当しないことが必要です。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

・ 先代事業者の営む事業の総収入金額が零を超えてること

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。

なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業の総収入金額が零の場合には、認定の取消事由に該当します。

・ 個人事業承継計画に記載された先代事業者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、事業承継税制の適用を受けるにあたっては、個人事業承継計画の作成を求めております。この計画に記載された先代事業者からの相続等でなければ認定を受けることができません。

個人事業承継計画は、個人事業承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。